

中国における税関違反事項に関する 自主開示制度

June 2024

In brief

中国における税関違反事項に関する自主開示制度は、2023年10月11日から2025年10月10日まで有効な税関総署公告2023年127号に基づいています。この制度は、輸出入企業が税関に対して自主的に税法・規則の違反事項を開示し、迅速に是正する場合に、一定の条件下で行政処罰を免除するものです。この制度は、輸出入企業のコンプライアンス意識と自律性を高めることを目的としています。

本ニュースレターでは、中国における税関違反事項に関する自主開示制度の概要および自主開示を実施する際の留意点について、解説します。

In detail

1. 中国における税関違反事項に関する自主開示制度の概要

1. 行政処罰が免除される自主開示の対象	<ul style="list-style-type: none">(1) 違反が発生してから6ヶ月以内に自主的に開示する場合(2) 違反が発生してから6ヶ月を超えて2年以内に開示し、納付漏れや過少納付の税額が納付すべき税額の30%以下または100万元以下である場合(3) 輸出增值税還付管理に影響を与える場合<ul style="list-style-type: none">• 違反が発生してから6ヶ月以内に自主的に開示する場合• 違反が発生してから6ヶ月を超えて2年以内に開示し、過大還付税額が還付すべき税額の30%以下または100万元以下である場合(4) 加工貿易企業が工程の改善や非保税原材料の使用割合の不正確な申告などにより、実際の単位あたり消費量が申告した単位あたり消費量より低く、その結果により生じた余剰原材料や半製品、完成品が未処分または加工貿易方式で再輸出した場合(5) 「税関行政処罰実施条例」第15条1項の規定を適用し、迅速に是正することにより有害な結果が生じなかった場合<ul style="list-style-type: none">• 違反が発生した月の最終日の24時までに税関に自主開示し、かつ統計総額に影響を及ぼす金額が1000万元以下である場合• 違反が発生した月の最終日から3ヶ月以内に税関に自主開示し、かつ統計総額に影響を及ぼす金額が500万元以下である場合
----------------------	--

	<p>(6) 「税関行政処罰実施条例」第 15 条 2 項に規定された違反事項に該当する場合</p> <p>(7) 「税関行政処罰実施条例」第 18 条の規定を適用し、国の出入国禁止管理、輸出増価税還付管理、税金徴収および証明書許可管理に影響を及ぼさない税関違反に該当する場合</p> <p>(8) 税関検査検疫規定に違反し、迅速に是正でき、有害な結果を引き起こさない違反である場合(検疫事項や安全、環境保護、衛生に関する検査事項を除く)</p>
2. 行政処罰の免除措置	<p>輸出入企業は、自主的に違反事項を書面にて税関に開示し、かつ迅速に是正を行い、税関がその開示を自主的に行ったと判断した場合、延滞金の減免を申請できます。</p> <p>自主開示の結果、警告または 100 万元以下の罰金が科せられた場合は、税関認定企業の信用状況に記録されません。高級認証企業(Authorized Economic Operator、以下、AEO)は、税関の調査期間中にも関連 AEO 制度の適用が停止されません。ただし、デュアルユースなどを含めた貿易安全保障の違反事項、大気・土壤などへの汚染防止政策の違反事項および動植物やその他の特殊貨物に対する検疫検査・衛生検査などの違反事項は、行政処罰が免除される自主開示の対象から除かれます。</p>
3. 自主開示の手続	<ul style="list-style-type: none"> 自主開示は、申告通関地、実際の輸出入地、会社登記地のいずれかの税関に対して行う必要があります。 「自主開示報告書」と関連資料(会計帳簿などを含む)を提出する必要があります。

出所:「違反行為の自主開示に関する取扱いについての公告」(税関総署公告 2023 年 127 号)

2. 自主開示を実施する際の留意点

税関違反事項の自主開示は、同一違反事項(同一性質で、同一法律規定に違反するもの)について、1 年(連続 12 力月)以内に 2 回以上行うことができません。即ち、次の 1 年(連続 12 力月)以内に当該同一違反事項の自主開示をさらに 1 回行うことが可能です。ただし、ライセンサーがライセンシーに対する同一貨物に基づく特許権使用料に係る違反事項の自主開示の実施は1回のみとなります。

The takeaway

中国における税関違反事項に関する自主開示制度は、輸出入企業のコンプライアンス意識と自律性を高めることを目的として導入されました。中国子会社において税関違反事項が生じた場合には、行政処罰が免除される当該制度を積極的に活用することを推奨します。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email : jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

ディレクター
佐々木 敏子

シニア マネージャー
丁 琦忠

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/customs

マネージャー
耿 爽 (Geng Shuang)

PricewaterhouseCoopers Worldtrade Management Services (Shanghai) Co., Limited

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼

customs.pwc.com

シニアマネージャー
張 承淙

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.